

大船渡市産業まつり物産販売コーナー出展要領

ねらい

大船渡市を中心とした岩手県の地場製品の良さ、魅力等について消費者に理解を深めさせ、進んで日常生活の中で愛用する意識を育てる足掛りとする。

内容

市産品を中心とした県産品を一堂に集め、即売及び展示紹介を行う。

出展要領

1 出展日時

令和4年10月8日(土)・9日(日) 午前10時～午後3時

2 出展場所

〒022-0002 大船渡市大船渡町字茶屋前

大船渡駅周辺地区(駅前ロータリー、おおふなぼーと)

※ 木工工芸品以外は、原則として屋外(テント内)での出展となります。

3 出展者の資格

大船渡市内の地場製品の生産業者及び関連団体並びに県内及び近隣市町の特産品生産業者とします。

なお、出展申込者多数の場合は、出展をお断りさせていただく場合があります。

4 出展品の基準

市内または県内で生産される食料品、民工芸品、農林水産加工品、その他とします。

5 販売台の規格等

(1) 販売台の規格 1台当たり=1.8m×0.9m

(2) テントに社名版を取り付けします。

(3) 出展者の小間割は事務局で決定させていただきますのでご了承ください。

(4) **出展申込数の状況により、販売スペース及び販売台の数を調整する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

6 出展手数料

(1) 販売スペース1小間(幅1.8m×奥行3.6m)につき **6,000円**とします。

※ 1者あたりの販売スペースは2小間(幅3.6m)を限度とします。

※ 調理を伴う出展の場合に限りキッチンカーでの出展を認めます。出展料は、車両の長さ1.8mを1小間とし、1.8mにつき6,000円(2小間の限度は適用しません)とします。「その他使用器具」欄にキッチンカー出展の旨を記載し、車両サイズ確認のため、出展申込書と一緒に車検証の写しを提出願います。

(2) 電源を使用しかつ発電機を持ち込めない場合、**電源使用料1,000円**を納付願います。

(3) 出展手数料及び電源使用料の納付

事務局で発行した請求書により指定の銀行口座にお振り込みいただくか、まつり当日に会場内の事務局で精算願います。(振込手数料は各出展者でご負担願います。)

7 出展申込

(1) 別紙様式1に必要事項をご記入のうえ、実行委員会事務局に提出願います。

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15

大船渡市商工港湾部観光交流推進室内

大船渡市産業まつり実行委員会事務局

TEL 0192-27-3111(内線114.115.160) FAX 0192-26-4477

MAIL ofu_kanko@city.ofunato.iwate.jp

(2) 申込期限 令和4年8月19日(金)

8 出展品の搬入、陳列

(1) 搬入、陳列の日時

商品については、催事当日の午前7時から午前9時までに搬入、陳列を完了してください。また、足を折りたたんだ状態の催事テント内に収納可能な備品類については、令和4年10月7日（金）午後1時から会場に搬入し、午後4時30分までに作業を完了してください。

※ 会場内は10月7日（金）午後1時～10月9日（日）午後4時の期間中通行止とする予定で警察と調整中のため、搬入搬出に係る車両の乗り入れはできません。搬入搬出の際の一時駐車可能場所については、出展決定後に通知いたします。

(2) 搬入経費

出展品の搬入に要する一切の経費は出展者の負担となります。

9 出展品の搬出

(1) 搬出期日

令和4年10月9日（日）午後3時から開始し、午後5時までに完了するよう努めてください。

(2) 搬出経費

出展品の搬出に要する一切の経費は出展者の負担となります。

10 販売と金銭管理

(1) 販売及び販売代金等の金銭管理は、出展者が責任を持って厳重に管理してください。

(2) つり銭は各出展者において、会期中不足のないよう準備してください。

11 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 出展ブースではマスクを着用（フェイスシールドによる代用は不可。）し、会計担当者は随時手指を消毒願います。

また、出展ブースで使用するマスクや消毒液等は、出展者が準備願います。

(2) 出展ブース前での試飲、試食は禁止します。（ブース前でのマスク外しを防ぐ為）

(3) 会場配置上、出展ブースと飲食ブースを区分けしますので、調理品を販売する場合はテイクアウト可能な形での販売をお願いします。

12 消費税と販売価格

消費税は総額表示で設定し販売されるようお願いいたします。

13 留意事項

(1) まつり中止判断について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、台風等悪天候が予想される場合は、まつり開催を中止する場合があります。

(2) 実行委員会で準備する備品について

販売台、椅子（最大2台まで）を準備可能ですが、数に限りがありますので最小限の必要数を出展申込書に記入願います。（当日の増量要望には対応できません。）

また、机が必要な場合は事務局に相談願います。（机の数には限りがあります。）

なお、市民体育館会場の際に使用していた「穴あき白パネル（1.2m×1.8m）」は、屋外使用不可の為準備できません。

(3) 火気等の取扱い

販売品の調理等でガスや炭火焼き台等を必要とする場合は、出展申込書に必ず記入し、また、販売台や地面の耐熱養生（耐熱シート、コンパネ、エコヘルボード等）を必ず行ってください。熱による地面の変形や焦げ付きが生じた場合、道路管理者等から弁償を求められる可能性があります。

(4) **電気器具及び照明器具の使用について**

電気器具及び照明器具を使用する場合は**出展申込書に、発電機の持ち込み有無を含めて必ず記入してください。発電機の持ち込み無しで電気器具及び照明器具を使用する場合は、電源使用料 1,000 円を納付願います（再掲）。**

(5) 装飾

出展者は独自に装飾を施し、会場の雰囲気盛り上げるよう努めてください。

(6) 量目表示等

商品には、品名、原材料名、内容量、賞味期限（品質保持期限）、保存方法、製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所を一括して表示してください。

(7) 試食等

今回は**新型コロナウイルス感染症対策のため、出展ブース前での試食、試飲は禁止します。（ブース前でのマスク外しを防ぐ為）（再掲）**

(8) 包装紙等

買物袋、包装紙、紙袋等は出展者で用意してください。

(9) 売上報告

売上報告は事前に配布する所定の用紙に記入のうえ、**10月9日(日)午後3時から10月14日(金)までの間に事務局に提出してください。**

(10) 営業許可申請等

出店に際し、保健所の許可が必要となる業者は、各自手続きをされるようお願いいたします。

14 その他

(1) まつり期間中に**出展ブースから発生したゴミは、できるだけお持ち帰り願います。**

(2) **「改正健康増進法」の施行に伴う受動喫煙防止のため、会場敷地内は全て禁煙としますので、厳守願います。**

(3) 出展品運搬用の台車は各自で準備してください。

(4) まつり終了後は会場の撤収作業、出展ブース周辺の清掃にご協力をお願いします。